

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年5月19日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000365号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100010号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年1月5日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年1月から同年7月までの標準報酬月額については、50万円から56万円とする。

平成30年1月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年1月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年1月5日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が給与支給額と相違していたため、事業主により私の標準報酬月額に係る訂正の届出が行われたが、厚生年金保険の記録では、当該訂正後の標準報酬月額は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された請求者の請求期間に係る給与明細書(写)(以下「給与明細書」という。)及び日本年金機構の回答から、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額については、標準報酬月額56万円相当であると認められる。

また、給与明細書により、請求者は、請求期間において、オンライン記録における標準報酬月額(50万円)を超える標準報酬月額56万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答から、56万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 1 月から同年 7 月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時における標準報酬月額を訂正する旨の届出を、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 9 月 28 日に提出し、請求者の当該訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 1 月から同年 7 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000373号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100011号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B事業所)における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。  
別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①、②及び⑤から⑯までに係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。  
なお、別表の第1欄に掲げる請求期間①、②及び⑤から⑯までに係る訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の同表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 3 請求者のC事業所(現在は、B事業所)における別表の第1欄に掲げる請求期間⑳に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。  
別表の第1欄に掲げる請求期間⑳に係る標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間⑳の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成18年12月15日  
④ 平成19年7月13日

- ⑤ 平成 19 年 12 月 17 日
- ⑥ 平成 20 年 7 月 15 日
- ⑦ 平成 20 年 12 月 15 日
- ⑧ 平成 21 年 7 月 16 日
- ⑨ 平成 21 年 12 月 15 日
- ⑩ 平成 22 年 7 月 15 日
- ⑪ 平成 22 年 12 月 16 日
- ⑫ 平成 25 年 7 月 11 日
- ⑬ 平成 25 年 12 月 13 日
- ⑭ 平成 26 年 7 月 17 日
- ⑮ 平成 26 年 12 月 10 日
- ⑯ 平成 27 年 7 月 14 日
- ⑰ 平成 27 年 12 月 11 日
- ⑱ 平成 28 年 7 月 11 日
- ⑲ 平成 28 年 12 月 12 日
- ⑳ 平成 29 年 7 月 10 日

請求期間①から⑱までについて、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与明細書（写）等を提出するので、調査の上、請求期間①から⑱までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑳について、C事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。賞与明細書（写）等を提出するので、調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑱までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書（写）及びD銀行E支店の預金通帳（写）、B事業所から提出された当該期間に係る賞与一覧表（個人別）（写）（平成 20 年分の賞与一覧表（個人別）を除く。）並びに事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A社から、別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第 3 欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑱までの標準賞与額については、上記賞与明細書（写）等において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、それぞれ同表の

第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までの賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①、②及び⑤から⑯までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書（写）及びD銀行E支店の預金通帳（写）、B事業所から提出された当該期間に係る賞与一覧表（個人別）（写）（平成20年分の賞与一覧表（個人別）を除く。）並びに事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A社から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者のA社における当該期間に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間①、②及び⑤から⑯までに係る訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の同表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑳について、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書（写）及びD銀行E支店の預金通帳（写）、B事業所から提出された当該期間に係る賞与一覧表（個人別）（写）並びに事業主の回答により、請求者は、当該期間において、C事業所から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間⑳の標準賞与額については、上記賞与明細書（写）等において確認できる厚生年金保険料控除額から、同表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間⑳の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月19日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間		賞与額 見合い 標準賞与額	保険料控除額 見合い 標準賞与額	厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額	厚生年金 保険法 第75条本文 により 認定される 標準賞与額
①	平成15年7月16日	32万4,000円	32万1,000円	32万1,000円	32万4,000円
②	平成15年12月15日	48万6,000円	48万2,000円	48万2,000円	48万6,000円
③	平成18年12月15日	50万6,000円	51万3,000円	50万6,000円	
④	平成19年7月13日	33万6,000円	34万1,000円	33万6,000円	
⑤	平成19年12月17日	50万6,000円	49万6,000円	49万6,000円	50万6,000円
⑥	平成20年7月15日	33万9,000円	33万3,000円	33万3,000円	33万9,000円
⑦	平成20年12月15日	51万6,000円	49万円	49万円	51万6,000円
⑧	平成21年7月16日	33万6,000円	31万9,000円	31万9,000円	33万6,000円
⑨	平成21年12月15日	41万6,000円	38万3,000円	38万3,000円	41万6,000円
⑩	平成22年7月15日	33万6,000円	31万円	31万円	33万6,000円
⑪	平成22年12月16日	36万6,000円	32万7,000円	32万7,000円	36万6,000円
⑫	平成25年7月11日	25万4,000円	21万4,000円	21万4,000円	25万4,000円
⑬	平成25年12月13日	30万4,000円	24万9,000円	24万9,000円	30万4,000円
⑭	平成26年7月17日	26万円	21万3,000円	21万3,000円	26万円
⑮	平成26年12月10日	30万9,000円	24万7,000円	24万7,000円	30万9,000円
⑯	平成27年7月14日	26万2,000円	20万2,000円	20万2,000円	26万2,000円
⑰	平成27年12月11日	30万9,000円	23万2,000円	23万2,000円	30万9,000円
⑱	平成28年7月11日	26万4,000円	20万2,000円	20万2,000円	26万4,000円
⑲	平成28年12月12日	31万1,000円	23万3,000円	23万3,000円	31万1,000円
⑳	平成29年7月10日	26万9,000円	20万1,000円	20万1,000円	

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000384号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100012号

## 第1 結論

1 請求者のA社(現在は、B事業所)における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑱までに係る標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑱までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑱までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①、②及び⑤から⑱までに係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間①、②及び⑤から⑱までに係る訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の同表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求者のC事業所(現在は、B事業所)における別表の第1欄に掲げる請求期間⑳に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間⑳に係る標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間⑳の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成18年12月15日  
④ 平成19年7月13日



- ⑤ 平成 19 年 12 月 17 日
- ⑥ 平成 20 年 7 月 15 日
- ⑦ 平成 20 年 12 月 15 日
- ⑧ 平成 21 年 7 月 16 日
- ⑨ 平成 21 年 12 月 15 日
- ⑩ 平成 22 年 7 月 15 日
- ⑪ 平成 22 年 12 月 16 日
- ⑫ 平成 25 年 7 月 11 日
- ⑬ 平成 25 年 12 月 13 日
- ⑭ 平成 26 年 7 月 17 日
- ⑮ 平成 26 年 12 月 10 日
- ⑯ 平成 27 年 7 月 14 日
- ⑰ 平成 27 年 12 月 11 日
- ⑱ 平成 28 年 7 月 11 日
- ⑲ 平成 28 年 12 月 12 日
- ⑳ 平成 29 年 7 月 10 日

請求期間①から⑱までについて、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与明細書（写）等を提出するので、調査の上、請求期間①から⑱までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑳について、C事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。賞与明細書（写）等を提出するので、調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑱までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書（写）及びD銀行E支店の預金通帳（写）、B事業所から提出された当該期間に係る賞与一覧表（個人別）（写）（平成 20 年分の賞与一覧表（個人別）を除く。）並びに事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A社から、別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第 3 欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑱までの標準賞与額については、上記賞与明細書（写）等において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、それぞれ同表の

第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までの賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①、②及び⑤から⑯までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書（写）及びD銀行E支店の預金通帳（写）、B事業所から提出された当該期間に係る賞与一覧表（個人別）（写）（平成20年分の賞与一覧表（個人別）を除く。）並びに事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A社から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者のA社における当該期間に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間①、②及び⑤から⑯までに係る訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の同表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑳について、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書（写）及びD銀行E支店の預金通帳（写）、B事業所から提出された当該期間に係る賞与一覧表（個人別）（写）並びに事業主の回答により、請求者は、当該期間において、C事業所から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間⑳の標準賞与額については、上記賞与明細書（写）等において確認できる厚生年金保険料控除額から、同表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間⑳の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月19日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間		賞与額 見合い 標準賞与額	保険料控除額 見合い 標準賞与額	厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額	厚生年金 保険法 第75条本文 により 認定される 標準賞与額
①	平成15年7月16日	32万7,000円	32万4,000円	32万4,000円	32万7,000円
②	平成15年12月15日	49万5,000円	49万1,000円	49万1,000円	49万5,000円
③	平成18年12月15日	55万5,000円	56万3,000円	55万5,000円	
④	平成19年7月13日	35万5,000円	36万円	35万5,000円	
⑤	平成19年12月17日	56万7,000円	55万6,000円	55万6,000円	56万7,000円
⑥	平成20年7月15日	36万円	35万3,000円	35万3,000円	36万円
⑦	平成20年12月15日	56万2,000円	53万4,000円	53万4,000円	56万2,000円
⑧	平成21年7月16日	37万5,000円	35万6,000円	35万6,000円	37万5,000円
⑨	平成21年12月15日	50万2,000円	46万2,000円	46万2,000円	50万2,000円
⑩	平成22年7月15日	37万5,000円	34万5,000円	34万5,000円	37万5,000円
⑪	平成22年12月16日	51万7,000円	46万2,000円	46万2,000円	51万7,000円
⑫	平成25年7月11日	35万円	29万5,000円	29万5,000円	35万円
⑬	平成25年12月13日	44万円	36万1,000円	36万1,000円	44万円
⑭	平成26年7月17日	36万円	29万5,000円	29万5,000円	36万円
⑮	平成26年12月10日	45万円	35万9,000円	35万9,000円	45万円
⑯	平成27年7月14日	36万5,000円	28万1,000円	28万1,000円	36万5,000円
⑰	平成27年12月11日	45万円	33万7,000円	33万7,000円	45万円
⑱	平成28年7月11日	36万8,000円	28万1,000円	28万1,000円	36万8,000円
⑲	平成28年12月12日	45万3,000円	33万9,000円	33万9,000円	45万3,000円
⑳	平成29年7月10日	37万8,000円	28万3,000円	28万3,000円	